

【2025年2月5日発行】

■■ 人事労務マガジン／定例第173号 ■■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 事業主の皆さま、労働保険料の口座振替をご活用ください
令和7年度全期・第1期分の口座振替申込期限は2月25日です
2. 2月に「化学物質管理強調月間」を初めて実施します
3. 令和7年度募集「生涯現役地域づくり環境整備事業」締め切りは3月21日です
4. 2025年4月から「出生後休業支援給付金」「育児時短就業給付金」を創設します
5. 財形貯蓄制度を導入している事業主の皆さま
定年退職後の優秀な人材を確保するために、財形貯蓄制度を見直してみませんか
6. 2月12日開催「第6回ろうきょうオンラインセミナー」の参加者募集中
7. 「働きがいのある職場づくりのために～エンゲージメント向上に向けた効果的な実践方法の検討～」セミナーのご案内
8. 「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」オンラインで開催
2月セミナー参加者募集中
9. 昨年10月から教育訓練給付金を拡充しています【再掲】
10. 令和6年度「多様な正社員」制度導入支援セミナー(第2回)のご案内【再掲】
11. 今年度の「仕事と育児・介護の両立支援」
全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援が受けられます【再掲】

【トピック1】事業主の皆さま、労働保険料の口座振替をご活用ください
令和7年度全期・第1期分の口座振替申込期限は2月25日です

「労働保険料等の口座振替納付制度」とは、事業主の皆さまが、労働保険料や石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申し込みをすることで、届け出のあった口座から金融機関が労働保険料や一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより納付するものです。

対象金融機関に、令和7年度全期・第1期分から、インターネット専業銀行(GMOあおぞらネット銀行)が追加されました。

これまで口座振替納付を利用していなかった事業主の皆さまはぜひご検討ください。
口座振替申込期限は2月25日です。

■口座振替による納付の主なメリット

- ・保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ・納付の「忘れ」や「遅れ」がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- ・手数料はかかりません。
- ・保険料の引き落としに最大約2か月のゆとりができます。

【口座振替制度の概要や申請方法など詳細はこちら】

労働保険料等の口座振替納付

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/hoken/hokenryou/index.html

【トピック2】2月に「化学物質管理強調月間」を初めて実施します

厚生労働省は化学物質による労働災害を防止するため、昨年4月に労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を全面施行しました。

そこで、今年2月1日から28日までの1か月間、「化学物質管理強調月間」を初めて実施します。
「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識

の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を目的としています。

月間中は、化学物質管理への理解を深めていただけるようセミナー・ワークショップなどの取り組みを実施予定です。

【キャンペーン月間の詳細はこちら】

「化学物質管理強調月間」特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46325.html

【トピック3】令和7年度募集「生涯現役地域づくり環境整備事業」締め切りは3月21日です

厚生労働省は、地域における高年齢者等の雇用・就業機会の確保施策の1つとして、「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施しています。

この事業は令和4年度から実施しており、高年齢者等の雇用・就業支援の取り組みと、地域福祉や地方創生等の分野で既に地域で機能している取り組みとの連携を緊密にし、また、多様な資金調達の取り組みも促していくことで、地域のニーズを踏まえて多様な働く場を生み出すとともに、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取り組みを持続可能にするモデルを構築し、他地域への展開・普及を図ることを目的としています。

現在、令和7年度から3年度間事業を行う協議会を募集しています。

詳細は、各都道府県労働局にお問い合わせください。

【応募期限】

3月21日(金)17:00

【仕様書等の詳細はこちら】

生涯現役地域づくり環境整備事業の実施地域の募集について～令和7年度募集～

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/koureisha-koyou_00024.html

【生涯現役地域づくり環境整備事業の概要はこちら】

生涯現役地域づくり環境整備事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html

【トピック4】2025年4月から「出生後休業支援給付金」「育児時短就業給付金」を創設します

雇用保険の申請手続きを行う事業主の皆さまにお知らせです。

今年の4月から、雇用保険制度における育児関係の新たな給付金として、「出生後休業支援給付金」と「育児時短就業給付金」を創設します。

「出生後休業支援給付金」は、父親：子の出生後 8 週間以内、母親：産後休業終了後 8 週間以内（子の出生後 16 週間以内）に、両親ともに 14 日以上の子の育児休業を取得する場合（被保険者に配偶者がいない場合や配偶者が産後休業を取得している場合などは、配偶者の育児休業の取得は不要）に、28 日間を限度に、休業開始前賃金の 13%相当額を支給するものです。支給要件を満たした場合は、既存の育児休業給付（休業開始前賃金の 67%相当額）と合わせて 80%相当額が支給されることとなります。

「育児時短就業給付金」は、子が 2 歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の 10%を支給するものです。給付額と賃金の合計が時短勤務開始前の賃金を超えないよう給付率を調整することとしていますが、この給付により、従業員にとっては、休業を続けた場合より時短勤務をした場合の手取りを増やすことが容易となり、早期の職場復帰という選択がしやすくなる制度です。

これらの給付のご案内を厚生労働省ウェブサイトに掲載していますので、従業員への周知に、ご活用ください。

【育児休業等給付の詳細はこちら】

育児休業等給付について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html

なお、今年の4月から、育児休業取得率の公表義務の対象が、常時雇用する労働者数が 300 人超の事業主に拡大されます。

育休中の従業員の業務を代替する周囲の社員に応援手当を支給する事業主への助成金(両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース))を昨年の 12 月に大幅に拡充しました。この助成金も併せてご活用いただき、男女ともに仕事と育児を両立できる職場環境の整備に努めていただきますようお願いします。

【両立支援等助成金等の詳細はこちら】

事業主の方への給付金のご案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【トピック5】財形貯蓄制度を導入している事業主の皆さま

定年退職後の優秀な人材を確保するために、財形貯蓄制度を見直してみませんか

定年退職後の優秀な人材に活躍してもらうために、貴社で導入している財形貯蓄制度の年齢に関する要件を見直してみませんか。

「財形貯蓄」は、勤めていればいつまでも積立を続けられる制度です。「60 歳になったら解約する」、「定年時に解約する」旨の定めを見直すことで、定年後の継続雇用の方や定年後に転職されて来た方も引き続き財形貯蓄を続けられるようになります。

「財形貯蓄」のうち「一般財形貯蓄」には、法令上、契約開始時の年齢制限はありません。「契約開始時の年齢制限」を見直せば、いつでも、新たに「一般財形貯蓄」を始められるようになります。

※ 「財形年金貯蓄」、「財形住宅貯蓄」は、法令上、契約開始時の年齢が 55 歳未満であることが定められています。

優秀な人材の確保に向けて、この機会に財形貯蓄制度の見直しをご検討ください。

【お問い合わせ】

財形貯蓄制度について

雇用環境・均等局 勤労者生活課 財形管理係

TEL:03-5253-1111(内線 5368)

【トピック6】2月12日開催 「第6回ろうきょうオンラインセミナー」の参加者募集中

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、労働者が出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事する新しい法人制度です。荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など、多様な事業分野で労働者協同組合を活用した新しい働き方が広がっています。

また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場としても活用されています。

厚生労働省は、労働者協同組合の魅力と可能性を皆さまに知っていただくために、今年度全6回のオンラインセミナーを開催しています。最終回となる今回は、労働者協同組合の運営に必要なコンプライアンスの基本について、初めての方にも分かりやすく事例を交えてご紹介します。

オンライン(Zoom)開催で全国から参加できます。【事前申し込み制・参加無料】

■セミナー概要

【開催日時】

第6回 2月12日(水)14:00~16:00

【開催内容】

・解説「労働者協同組合のコンプライアンス」

・事例紹介

労働者協同組合ワーカーズコープちば(千葉県船橋市)

労働者協同組合つどい(埼玉県飯能市)

・参加者からの質問・相談

【詳細・お申し込みはこちら】

「知りたい!労働者協同組合法」第6回ろうきょうオンラインセミナー

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202406

※申し込み締め切り：2月9日(日)

【トピック7】「働きがいのある職場づくりのために～エンゲージメント向上に向けた効果的な実践方法の検討～」セミナーのご案内

厚生労働省は、「働きがいのある職場づくりのために～エンゲージメント向上に向けた効果的な実践方法の検討～」セミナーをハイブリッド形式で開催します。

働き方の多様化や労働力人口の減少が進む中、従業員一人ひとりの「エンゲージメント」が高く、働きがいのある職場をつくることが企業の成長に欠かせない要素になりつつあります。セミナーでは、有識者の基調講演や事例紹介、パネルディスカッションから、働きがい向上に役立つ取り組みやその効果について解説します。【事前申し込み制、参加無料】

■セミナー概要(事務局:株式会社三菱総合研究所)

【開催日時】

3月11日(火)14:30 開場 15:00～17:00

ハイブリッド形式で開催(以下の会場と Zoom Webinar の同時開催)

【会場】

株式会社三菱総合研究所 4 階 大会議室

〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号

【応募締め切り】

3月4日(火)17時

【詳細・お申し込みはこちら】

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/work-engagement/>

※厚生労働省のサイトに遷移します

エンゲージメント向上の効果を知りたい方、先進企業における取り組みの具体例を知りたい方は、ぜひ積極的にご参加ください。

またセミナー終了後には、登壇者や対面参加者間での意見交換を会場にて実施予定です。現

地参加でのお申し込みをお待ちしています。

【トピック8】「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」オンラインで開催
2月セミナー参加者募集中

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」では、育児・介護休業法をはじめ、関連する法改正のポイント、男性育休や仕事と介護の両立事例などを交え、育休復帰支援プラン・介護支援プランの活用方法をご紹介しますセミナーを随時開催しています。【事前申し込み制・参加無料】

事業主や人事労務ご担当の皆さま、関心をお持ちの方はぜひご参加ください。
※お申し込みは以下のウェブサイトからお願いします。

【オンライン開催日程】(Zoom ウェビナー)

※オンラインセミナーは全国どこからでもご参加になれます。

・仕事と育児・介護の両立支援セミナー<新>

2月18日(火)14:00～15:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250218w

・仕事と介護の両立支援セミナー

2月19日(水)14:00～15:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250219

・仕事と育児の両立支援セミナー

2月21日(金)14:00～15:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250221

【会場開催日程】

・富山開催 仕事と育児・介護の両立支援セミナー

2月13日(木)13:00～15:30

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250213

・石川キャリア形成・リスキリング支援センター共催 仕事と育児の両立支援セミナー

2月14日(金)10:30～13:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250214

・川崎開催 仕事と育児・介護の両立支援セミナー

2月18日(火)13:00～16:30

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250218k

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740

【再掲】-----

【トピック9】昨年10月から教育訓練給付金を拡充しています

教育訓練給付金は、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了等した場合、受講費用の一部(最大80%～20%)が支給されるものです。

昨年10月1日以降に開講する専門実践教育訓練、特定一般教育訓練の場合、教育訓練給付金の給付率が引き上がりました。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができる講座もあるので、主体的なスキルアップ、資格取得のための支援策として、教育訓練給付金を従業員の皆さまへの周知をお願いします。

【詳細はこちら】

令和6年10月から教育訓練給付金を拡充します

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00042.html

【再掲】-----
【トピック10】令和6年度「多様な正社員」制度導入支援セミナー(第2回)のご案内

厚生労働省では、勤務地や職務内容、勤務時間などを限定した「多様な正社員」制度の検討・導入の手順をまとめた『多様な正社員制度』導入マニュアルを作成しました。セミナーでは、このマニュアルを基に、実践的なワークや解説を行いながら「多様な正社員」制度の検討・導入方法についてご紹介します。

セミナーについて

■開催内容(予定)

1. 「多様な正社員」制度に関する解説
2. 『多様な正社員』制度導入マニュアル」を用いたケースワーク・解説
3. 関連情報のご紹介

■開催概要

- ・日時:2月26日(水)14:00~16:30
- ・場所:オンライン&対面(ハイブリッド形式)
- ※対面の会場は東京大手町を予定しています。
- ・参加費:無料

【お申し込みなど詳細はこちら】

「多様な正社員」制度導入支援等事業 特設サイト

<https://tayounaseishainseido.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ】

令和6年度「多様な正社員」制度導入支援等事業事務局

(委託先:PwCコンサルティング合同会社)

TEL:03-6257-0785

E-mail:jp_cons_tayounaseishain-mbx@pwc.com

【再掲】-----
【トピック11】今年度の「仕事と育児・介護の両立支援」
全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援が受けられます

円滑な育休取得や介護と両立できる職場づくりについて、社労士などの資格をもつ専門家が、
貴社の実情やニーズをお聞きし、個別にご支援します。
全国どこでも、訪問またはオンラインにて無料で支援を受けられます。

【無料個別支援のお申し込み】

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」公式ウェブサイト無料支援のご案内

育児 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740